

伊豆の国市の  
住宅補助制度を  
利用して  
住宅を取得すると、  
【フラット35】の金利  
が下がるかも!?



韮山反射炉PRキャラクター  
てつざえもん

## 住宅新築及びリフォーム助成事業により

最大**40**万円分の商品券の交付を受けられます。(※詳しくは裏面をご覧ください。)



伊豆の国市



住宅金融支援機構  
Japan Housing Finance Agency

【フラット35】**S**で  
さらに金利を  
引下げ

当初5年間の借入金利 年**0.25**%引下げ

【フラット35】子育て支援型

伊豆の国市の上記補助事業に関するご相談は

伊豆の国市 市長戦略部 政策推進課



055-948-1413

〒410-2292  
静岡県伊豆の国市長岡340-1

【フラット35】に関するご相談は



住宅金融支援機構  
Japan Housing Finance Agency

お客さまコールセンター

0120-0860-35(通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)  
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。  
048-615-0420(通話料金がかかります。)



## ① 伊豆の国市住宅新築及びリフォーム助成事業

### ■対象住宅

市民が市内に所有または新築しようとする個人住宅  
(市外・県外から市内に転入し、その住宅に居住する方も対象です。ぜひご活用ください！)

### ■対象工事

・市民が市内施工業者(要事前登録)に発注する経費20万円以上(税込)の新築・増改築・修繕等のリフォーム工事

### ■補助金額

工事経費の15%(上限額: **新築40万円**、リフォーム20万円。  
(補助金額の全額を市内登録商店で利用できる商品券で支給)

※補助対象の条件の詳細は伊豆の国市のホームページでご確認ください。



【フラット35】Sでさらに金利を引き下げ

## ② 【フラット35】子育て支援型 当初5年間 年0.25%金利引下げ

- 上記助成事業を受ける方で住宅の取得を伴うこと。
- 助成金交付申請時において、申請者又はその配偶者が満40歳以下であること。
- 助成金交付申請時において、申請者に同居する中学生以下の子がいること。

## 【フラット35】子育て支援型をご利用いただくための要件

【フラット35】子育て支援型をご利用いただくためには、伊豆の国市から「【フラット35】子育て支援型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注)このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

【フラット35】子育て支援型を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」について



伊豆の国市が実施する上記補助制度の詳細は伊豆の国市ホームページ



<注意事項> ●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、令和3年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】子育て支援型・地域活性化型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の利用にあたっては、地方公共団体の実施する補助金交付などの対象であることを証明する「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受けることが必要です。このほか、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の利用にあたっては、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、借換融資には利用できません。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間年0.25%引き下げる制度で、当初10年間金利を引き下げる【フラット35】S(金利Aプラン)と当初5年間金利を引き下げる【フラット35】S(金利Bプラン)があります。【フラット35】Sは、新築住宅の建設・購入及び中古住宅の購入の際にご利用いただけます。【フラット35】借換融資には利用できません。令和3年3月31日までの申込受付分に適用となります。【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。【フラット35】Sのご利用にあたっては、取得する住宅が、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。

(令和2年4月現在)